

**近畿運輸局  
海上安全環境部  
首席海事技術専門官(船舶検査官)  
【船舶技官】昭和61年入省**



海事技術専門官の仕事は、海事関係の発展と海の安全並びに海の環境を守るために、日本船舶に対する、船舶の登録のための測度、定期的(約2年半ごと)におこなう定期的検査、日本の港に入港してくる外国船舶への立入り検査を実施して、安全に航行できる船かを確認する業務をおこないます。

これらの業務の概要は以下の通りです。

**(1) 船舶測度官の業務**

船舶の測度とは船舶の大きさを定める業務を行います。船舶の大きさをトン数と言う指標で表します。皆さんがトン数と言われて思い出されるのは重さだと思いますが、船舶でのトン数は容積を表します。この数値がすべての海事法令の基準となってくる大変重要な数値を確定する数値となっています。又、船舶を資産として登録するために必要なものとなっております。

海洋国家日本を動かしている数値を確定する業務を担っているとんでも過言ではありません。

**(2) 船舶検査官の業務**

船舶検査官の業務は、日本船舶(大きなものは大型クルーズ船からプレジャーボートまで)が安全に運航し、乗船者の命を守ることが出来る状態にあるかを、造船所等に出向き定期的(約2年半ごと)に確認し、船舶検査証書という合格書を交付することにあります。

マニュアルには書いていないような幅広い知識や、技術者としての深い洞察力と高い判断力が要求されますが、その分やりがいのある仕事です。

**(3) 外国船舶監督官(PSC官)の業務**

PSC官(Port State Control Officer)は、日本の港に入港した船舶に対し国際条約に適合し、日本の沿岸で事故等を起こさない状態を維持できているかの確認を寄港国の権利として立入り検査を行い、特段の問題がなければ通常の航行を認め、何か不備があった際は、出港前の改善を命令し、それでも従わない場合は、航行を停止する命令を出せる強い権限を持つ業務をおこなっております。

以上のように海事技術専門官(測度官・検査官・PSC官)の業務は、船舶に関する業務です。

採用後は、各種の研修制度があり、船舶について幅広く学習が出来る機会を設けております。

採用時に船舶の知識がなくても、皆さんが学んできた知識を活用すれば十分に対応出来ます

最近ではFC船(水素燃料電池船)や、浮体式洋上風力発電船等の環境に配慮した船舶の開発・無人運航船等の技術開発が進められており、これらの設計に携わることも可能です。

将来の子供たちに、きれいな日本の海を残すため、若い力を貸してください。一緒に頑張りましょう。